国際審査協力のこれまでとこれから

審查第一部 調整課 審查企画室 課長補佐 (国際審查協力担当) 審查第一部 調整課 審查企画室 審查企画班 審查企画第二係長

中野 裕之 菊地 リチャード 平八郎

抄録

令和という新しい時代を迎え、ますます重要となっている国際審査協力について、その位置付 けやこれまでの取組、そして直近のベトナム、韓国への派遣及び中国からの受入を紹介しつつ、 今後の展望を述べます。

1. はじめに

国際審査協力として、審査部では審査官協議や国 際研修指導教官の派遣が行われていたり、海外の知 財庁の審査官を受け入れたりしています。具体的 に、国際審査協力とは、大きく分けて2つありま す。一つは、審査官協議と呼ばれる実案件の協議で す。審査室内に海外の審査官が来ている場合は、こ の審査官協議の場合が多いと思います。この審査官 協議は実務レベルでの調和を目的とするものです。 そして、2つ目は、国際研修指導教官の活動です。 これは、国際研修指導教官として任命されている 審査官を新興国に派遣 (または日本に招へい) して その国の審査官に対して実務指導を行うものです。 これは、審査官を急激に増員させるなどして特許 審査制度を整備中の新興国に対する国際協力を通 じて、グローバルスタンダートとなるべき日本の 審査実務を新興国に浸透させることを目的とする ものです。

これらの国際審査協力には、誰に、どのようなメ リットがあるのでしょうか。最も重要なのは特許制 度のユーザーに対するメリットです。ユーザーであ る企業等が成長していくためには、競争力のあるイ ノベーションを創出し、それにより海外市場を獲得 していく必要があります。その際に重要なものの1 つがターゲットとなる国での知財の取得ですが、海 外で権利を取得しようと思えば制度・実務上の数々

のハードルが待ち受けています。そのような状況に おいて、JPOが実施している国際審査協力は、実務 調和や日本の審査手法の海外知財庁への浸透を促 進し、日本企業が海外で権利取得する際の予見可能 性を大いに向上させ、現地での円滑な権利取得に資 するものなのです。さらに、新興国の中には滞貨が 生じている国もいくつかあり、そのような新興国へ の研修は審査能力を向上させることで滞貨解消に 貢献し、ユーザーの迅速な権利取得にも資するもの です。

当然、審査官協議の担当審査官や、研修を受講す る海外知財庁の審査官にも裨益します。協議相手の 審査実務に触れることで他庁との考え方の共通点や 違いに気付き、自らの審査を整理できるでしょう。 さらに研修等の受講生についても自らの知識を習 得・整理する機会となります。

これらのうち新興国への審査官派遣については 「知的財産政策に関する基本方針」(平成25年6月7 日閣議決定) 1) において重点的に取り組むべき施策 として以下のとおり記載されています。

「日本企業が、アジアを始めとする新興国において 知的財産権を的確に取得・活用できるよう、これら の国々に審査官を相当規模で派遣することなどを通 じて、我が国の知的財産制度の更なる浸透を図ると ともに、経済連携協定などを活用して、進出先にお いて知的財産権を有効に活用できる環境を整備す る。」

^{1) 「}知的財産政策に関する基本方針」、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/pdf/kihonhousin_130607.pdf(令和元年6月21日アクセス)



図1 国際審査協力実績(延べ人数)

そして、当該閣議決定を踏まえ、「FA11達成後の 特許審査の基本方針 | における3つの柱の1つであ る「海外特許庁との連携・協力を強化しながら世界 をリードする。」の中にも、新興国への国際研修指 導教官の派遣などが記載されています。

この辺の整理については非常に立派な寄稿がすで にある②のでそちらも参考にしていただき、ここで は図1のとおり平成31年3月までの実績を示して おきます。

以下では、審査官協議と国際研修指導教官の活動 (主に派遣)について、具体的に紹介していきます。

2. 審査官協議

国際審査協力の取組のうち、ここでは審査官協議 についてご紹介します。特技懇誌のバックナンバー を見てみますと、国際審査協力という枠組み中で、 「審査官協議」に触れられた記事は「国際研修指導 教官派遣」と比べて少ないようです。そのため、審 査官協議を経験していない方にとってはその詳細を

知る機会は限られているのではないでしょうか。

そこで、審査官協議の概要、歴史、審査官協議の 流れ、そして最近行われた審査官協議の様子をご紹 介することで、一人でも多くの読者の皆様が審査官 協議について理解・関心を深めていただけますと幸 いです。

2.1 審査官協議の概要

最初に、審査官協議について簡単にご説明しま す。審査官協議では、海外知財庁審査官との議論を 通じて先行技術文献調査の手法や審査実務について 相互理解を深め、他庁の審査結果に対する信頼感の 醸成や IPOの審査実務・審査結果の海外知財庁への 普及等を図り、究極的には審査実務の調和を目指し ます。審査官協議では、IPO審査官が各国特許庁の 審査官と直接顔を合わせて議論をする必要があるた め、JPO審査官を海外知財庁に派遣することもあれ ば、海外知財庁審査官をJPOで受け入れることもあ ります。

²⁾ 特技懇No.283 「特許審査の国際戦略」、2016年、柳澤智也

審査官協議は大きく分けて二種類あります。一つ 目が、海外知財庁と IPO とのいずれにも出願された 同内容の発明を対象として、特許性の判断手法や先 行技術文献の調査手法等について協議を行う「案件 協議」です。二つ目が、特許分類の調和を目的とし て、分類付与実務の実体把握等を行う「分類協議」 です。本稿では、この二種類の審査官協議のうち、 実績の多くを占める「案件協議」を中心にご紹介し ます。

2.2 審査官協議の歴史

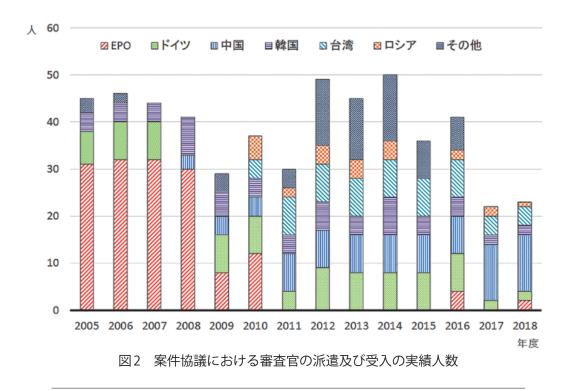
案件協議の実績について調べてみますと、正確な 統計を確認できる2000年4月から2019年3月ま でに、海外知財庁へ派遣された JPO 審査官と JPO で 受け入れた海外知財庁審査官の累積人数は800名 を超えています。近年の案件協議は、派遣及び受入 した審査官を合わせて年間20~50人程度の規模で 実施されています。審査官の派遣及び受入の累積人 数が最も多いのがEPOであり、ドイツ、中国、韓国、 台湾、ロシアと続きます。

2008年度までは、EPOを相手庁とする案件協議 が大部分を占めており、その歴史は1990年までさ かのぼります③。EPOとの案件協議を開始した当初

は小規模な取組であったものの、先行技術調査方法 や検索システムなどについて一層の相互理解を深 め、互いの検索環境を向上させる必要性を認識し、 2000年度から規模を拡大したという経緯がありま した。そのような経緯もあり、2000年代前半は、 毎年30人前後のJPO審査官がEPOに派遣され、10 から30人程度のEPO審査官の受入をしていまし た。この時期は、EPO以外の海外知財庁との案件協 議は少なかったようです。近年の案件協議では、派 遣又は受入する審査官の人数は、2人から多くても 6人が一般的ですので、この時期のEPOとの案件協 議が現在と比べかなり大規模であったことが分かり ます。

図2に示すように、2009年度以降はEPOとの審 査官協議が減少しているものの、同時期からEPO 以外の国・地域を対象とした審査官協議の割合が増 加しています。これは、2000年代後半は日本との 特許審査ハイウェイ (PPH) 実施庁が増加した時期、 すなわち、EPO以外の様々な海外知財庁との間で審 杳実務の相互理解、審査への信頼感醸成の重要性が 増していた時期だったためであり、案件協議の方向 性の転換期といえます。

ドイツについては、1999年5月の日独長官会合 において、共通案件を用いたサーチ結果の比較検討



3) 「産業財産権制度125周年記念誌~産業財産権制度この15年の歩み~」、2010年、特許庁

やサーチツールの研究を行うことを目的として、日 独審査官協議の開始が合意された経緯があります。 2000年度から2018年度にかけては、ほぼ毎年途 切れることなく審査官協議を実施しており、着実に 実績を積み重ねています。同一年度内で派遣及び受 入を実施し最大で9名の審査官の派遣又は受入が行 われた時期もあり、累積でみた案件協議の実績人数 はEPOに次いで二番目です。近年は年度内に2名の 審査官の派遣又は受入を実施しており、規模は縮小 しているものの、現在案件協議を行っている国・地 域の中では唯一、二週間という長期間に渡って協議 が実施されます(他の国・地域は一週間程度)。ドイ ツと同じく韓国についても2000年度以降ほぼ途切 れることなく審査官協議を実施しています。1997 年11月の日韓長官会合において、制度や運用の相 互理解及び共通案件を用いたサーチ結果の比較検討 を行うことを目的として、日韓審査官協議の開始に 合意された経緯があります。

近年、実績人数が急激に増加しているのが中国と 台湾です。中国については、2007年11月の日中 長官会合において、制度や審査実務の調査を行うこ とを目的とする日中審査官協議の開始が合意されま した。中国との審査官協議では当初から4名の審査 官の派遣を行い、かつ、同一年度内で派遣及び受入 を行うことも多かったこともあり、実績人数の増加 が著しく、累積では2000年度から審査官協議を実 施している韓国を上回っています。また、2016年 12月の日中長官会合では、さらに派遣人数を4人 から6人に増やすことが合意され、実績人数の増加 に拍車がかかっています。また、当該日中長官会合 においては、6名の派遣者の内1名を品質管理担当 官とすることも合意されました。2017年度から品 質管理担当官の間で品質管理に関する調査・協議が 実施され、中国の品質管理体制に関する理解が深め られています。

中国と同じく、近年実績が大きく伸びているのが 台湾です。台湾とは2010年7月の日台貿易経済会 議フォローアップ会合における合意を受けて案件協 議を開始しており、2011年度以降は年度内での受 入及び派遣を実施しています。さらに、2018年3 月には管理職級を含めた審査官協議を実施すること が合意され、2018年度には管理職同士による施策 的な意見交換が実施されました。

中国、台湾のいずれも近年急激に実績が増えてい るとともに、品質管理担当官や管理職を含む協議が 行われることで、審査官協議における情報収集の幅 が広げられ、より多角的な面から審査実務について の相互理解が深められているといえます。

審査官協議について、実績人数が最も多い国・地 域を見てきましたが、図2に示された「その他」に 含まれる国や地域には、米国、ユーラシア特許庁、 英国、スウェーデン、スペイン、ポルトガル、メキ シコ、ブラジル、コロンビア、アルゼンチン4、シ ンガポール、デンマーク、イスラエルが含まれ、 様々な国や地域との間で審査官協議が実施されてき た歴史があります。

近年は日本とのPPH実施庁の増加が緩やかに なっていることもあってか、2017年度及び2018 年度は案件協議の実績人数が減少しています。しか しながら、近年は主に先進国を対象とする案件協議 に加えて、国際研修指導教官派遣による新興国支援 が盛んとなっていることを踏まえると、国際審査協 力という広い枠組みの中で、JPOの活動は相手国の 状況に応じて多様性を増しているといえます。

審査官協議のうち、「案件協議」について説明して きましたが、2005年度からは、日米欧の内部分類 調和に目的を特化した「分類協議」も開始されてい ます。「案件協議」と同様、相互に審査官を派遣する ことで、分類付与実務の実体把握に努めています。 「分類協議」における審査官の派遣及び受入の実績 は「案件協議」の実績(800名以上)に比べ少ないも のの、これまで累積100人を超える審査官の派遣 及び受入を実施しています。

2.3 案件協議の流れ

案件協議の大まかな実績をご紹介してきました。 ここでは、案件協議がどのような流れで実施されて いるのか簡単にご紹介します。

案件協議を実施するまでの流れは国・地域ごとに

⁴⁾ 特技懇No.283 「国際審査官協議に参加して~アルゼンチン~」、2016年、岡裕之

多少の差異はあるものの、まずは相手知財庁のコー ディネーターと調整課審査企画室との間で、協議日 程と技術分野の調整を行い、当該技術分野を担当す る審査室にて、派遣又は受入に対応可能であるかを 検討してもらいます。そして、担当審査官が決定し た後に、両庁の担当審査官同士がメールで詳細につ いて調整を行います。

担当審査官は、案件協議の実施前にロジ面 (パス ポート手配、協議期間中の細かなスケジュール調 整) の手続を進めながら、案件選定や先方の関心事 項についてのプレゼンテーションの準備等も行わ なければなりません。特に案件選定にあたっては、 ユーザーからいただいている海外知財庁の審査実 務についての疑問点や、過去の審査官協議でポイン トとなった点(例えば基準上の差異はないものの、 判断に相違が現れた点) も考慮する必要があるた め、適切な案件の選定は非常に重要かつ負担のかか る作業となっています。近年の審査官協議の派遣及 び受入期間はともに1又は2週間程度であり、1週 間で3から5件程度の実案件を選定するのが一般的 です。

そして、案件協議において、審査官は、両庁の サーチ結果や審査結果を踏まえながら、先行技術 調査及び審査における判断の一致点や相違点を明 らかにし、相違点についてはその原因を探ってい きます。

案件協議終了後、JPOの担当審査官は同じ技術分 野を担当する自身の課室の審査官とミーティングの 機会を設け、情報共有を図ります。また、日本の ユーザーからの質問については、審査官協議で得ら れた情報から回答可能なものについては、回答する ように努めます。さらに、派遣又は受入時に調整が 可能であれば、企業訪問の機会を設けることもあり ます。

2.4 審査官協議の様子

ここまでの説明で、審査官協議の流れを掴めてい ただけたのではないかと思います。次に、審査官協 議の雰囲気をより感じ取っていただくためにも令和 元年度に実施された中国(受入)と韓国(派遣)の審 査官協議の様子について、写真を交えながら紹介し ていきます。

CNIPA (中国) 審査官の受入

審査官協議では、案件協議だけでなく、JPOで受 入した海外知財庁審査官に対して、JPO審査官から 日本の施策や審査基準等についてのプレゼンを行っ たり、海外知財庁審査官にプレゼンをお願いしたり することがあります。図3はCNIPA審査官が品質管 理に関するプレゼンを行っている様子です。JPO側 からも品質管理に関するプレゼンを行っており、互 いの庁の品質管理について、理解を深めました。



図3 CNIPA審査官による品質管理に関するプレゼ ンテーションの様子

KIPO (韓国) への JPO 審査官の派遣



図4 KIPOが入居している合同庁舎の外観

図4はKIPOが入っている合同庁舎の写真です。 非常に見栄えのする建物ですが、合同庁舎がある韓 国の大田(テジョン)までは空港から高速鉄道(KTX) 等を乗り継ぎ2時間ほどかかるため、派遣される審 査官は庁舎へたどり着くだけでも一苦労とのこと です。



図5 KIPO審査官が審査用端末を紹介している様子

図5は、KIPO審査官が、JPO審査官に審査用端 末を紹介している様子です。KIPOではテレワーク が盛んとのことで、自宅でもKIPO庁舎と同じ審査 システムを利用できるそうです。

2.5 審査官協議の今後について

ここまで、JPOが実施してきた審査官協議の全体 像についてご紹介させていただきましたが、いかが だったでしょうか。

審査官協議ではJPO審査官と他庁審査官が直接顔 を合わせて議論することができるため、法令・基準 からは把握することが難しい審査実務や他庁審査官 の考え方について理解を深められるという、非常に 大きな強みがあります。今後は、この審査官協議の 強みをより活かしながら、国際審査協力という取組 全体をより一層発展させていくことが肝要です。例 えば、この後ご紹介しますように、近年JPOは新興 国への教官派遣にも注力していますが、このような 新興国に対して審査官協議を併せて実施すること で、教官派遣の戦略全体(対象国の選定や研修内容 の改善等)を検討する上で非常に有益な情報が得ら れることは間違いありません。これまで主に国別に いずれかを選択して実施されていた審査官協議と教 官派遣を両輪として一体的に活用することで、国際 審査協力の効果を相乗的に高められる可能性があり ます。

近年、特許審査ハイウェイや特許庁間のネット ワークの発達によって、他庁の審査結果を利用する 機会や日本の審査結果が他庁の審査官に利用され る機会は増加の一途であるとともに、日本企業の出 願も先進国だけでなくASEAN、インド、南米等の 新興国に拡大しています。そのような状況を踏まえ ると、日本の審査官が様々な国・地域の審査官と、 実案件について直接議論することができる審査官 協議が果たす役割の重要性は、ますます高まってい ます。

3. 教官派遣

3.1 教官派遣の概要

新興国での実務研修は各部の審査官の中から選 ばれた国際研修指導教官によって行われます。この 国際研修指導教官は平成30年度から大幅に増強さ れ、現在では全員で30名近くいる国際指導教官の 中から研修ごとに派遣者が決定されます。派遣が決 まると、現地で行う研修の内容に合わせて教材や研 修当日の準備をします。研修では教官が教材を用意 し、新規性、進歩性などの実体審査に必要な知識だ けでなく、ケーススタディを用意して演習を行いま す。研修内容は新興国からの要望に応じて、新人研 修、技術分野別研修、指導審査官用研修などさまざ まです。国際研修指導教官は研修内容とコマ数など を考慮して、教材や演習内容を考えていきます。さ らに国によって、演習を好んだり、議論が好きで あったり、研修生にもカラーがあり、その点も考慮 して全体のカリキュラムを組み立てます。このよう なきめ細かい調整こそ、先方の要望に応じたハン ズ・オン支援を支えるものであり、JPOの国際審査 協力の売りでもあります。日本の質の高い審査手法 をハンズ・オンで研修する、まさにGlobal Patent Academy (GPA) と呼ぶにふさわしい施策です。

そしてそれらと並行して出張自体の準備も行いま す。先ほども述べたように、日本企業の進出が見込 まれる一方で特許審査制度が整備中である国、つま り主に新興国へ行くことが多いので、ロジ面や現地 滞在期間中の体調管理なども重要になります。研修 は長いときには1か月近く行われます。その間、現 地で連日研修を行うわけですから、気候や食事にも 気を付けて体調管理を行わなければなりません。一 方で、教官としての業務は大変なことだけではあり ません。審査官としての実務経験や語学力を生かし 面と向かって研修を行うことで、現地知財庁の審査 官から教官に対して感謝の意を示されることもあり

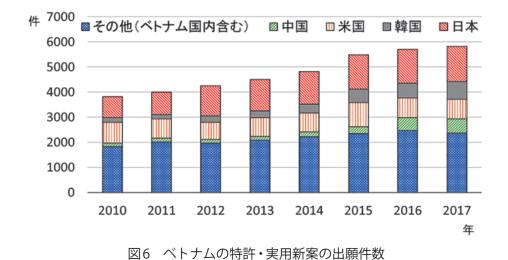
ます。審査官としては貴重な経験です。

また、前述の国際審査協力の拡大に伴い、平成 30年度から審査部内に国際協力委員会も設置され ました。国際協力委員会の各委員も教官となってお り、委員長は教官代表でもあります。ときには教官 代表自らが現地に向かい、教鞭をとることもありま す。このように、審査部と調整をしつつ、そして当 然ですが現地知財庁とも調整をしつつ、研修を進め ていくことになります。

3.2 ベトナム派遣

本稿執筆中の7月1日から12日までの週末を除 く10日間、ベトナムにて審査実務研修を行うため 国際研修指導教官の派遣がありましたので、この派 遣を例に国際指導教官がどのような業務を行ってい るのかをご紹介します。この派遣は、ベトナムの知 財庁IP Viet Namに採用された新人審査官に研修を 行うものです。ベトナムの新人審査官に対して行っ た平成29年度の新人研修がベトナムから高い評価 を受けたことでその後の協力に結びついています。 実はベトナムに対しては日本だけではなく欧州特許 庁やIPオーストラリア特許庁も研修を提供してお りり、JPOの審査手法を普及させるには他庁との差 別化も時には必要です。それらの中で引き続き新人 審査官に対して研修を行うことができるのは、日本 の特許審査官が行う、相手のニーズに応じたハン ズ・オン支援のおかげともいえます。

ここで少しベトナムについて整理しておきます。 ベトナムの正式名称は「ベトナム社会主義共和国」 で、地理的には中国の南に隣接しています。ASEAN 加盟国中ではインドネシア、フィリピンに次いで第 3位の約9,300万人の人口を誇り、対日関係は極め て良好と言われています。その名称のとおり社会主 義国ですが、1978年の中国の改革開放政策、1985 年のソ連のペレストロイカから少し遅れた、東西冷 戦の終焉直前の1986年からドイモイ政策と呼ばれ る改革開放政策を開始しました6。従来の計画経済 から開放経済への移行は多くの作業が必要といわ れています。先に開放政策を採用した中国のプロセ スを重視しようにも、当時は中国との国交が正常化 しておらず情報収集が困難であること、中国では沿 海部を先に発展させて内陸部に波及させる先富論 を採用していたがベトナムでは先のベトナム戦争 で南北に分かれて戦ったので地域的に均衡をとる べきことなどが背景にあった『からです。経済発展 の時期に関していえばアジアの中では比較的後発 組に入るものの、2010年代においても高い成長率 を示しており、国内市場には日本の家電や小売りも 浸透していると言われています8)。さらに最近では



5) [2017 Intellectual Property Activities Annual Report]、2017年、National Office of Intellectual Property of Vietnam

^{6)「}アジア近現代史」、2019年、岩崎育夫

^{7) 「}ヴェトナム新時代」、2008年、坪井善明

^{8) 「}図解 ASEAN を読み解く [第2版]」、2018年、みずほ総合研究所

米中新冷戦に伴い、生産拠点の移転先としてベトナ ムをはじめとする東南アジアも有力候補とされて おり、ベトナムシフトなる言葉も見かけるようにな りました。特許・実用新案についてみても、2017 年のベトナムへの出願件数は5,816件で、2007年 の3,080件から2倍近くとなりました。その中で日 本からベトナムへの出願件数も425件から1,395 件となり、ベトナムへの外国出願は日本がトップと なっています。各国の具体的な特許・実用新案出願 件数の推移は図6のとおりです%。ベトナム市場が 有望視されていることが分かります。そんな今熱い ベトナムにおいて新人審査官への研修をJPOが行 うことは、より一層の国際貢献、日本企業の権利取 得への支援、JPOのプレゼンスの向上等に資する重 要な業務です。

その一方でベトナムでの研修を無事に行うまでに は多くの苦労がありました。以下ではその裏側も含 めて、順を追って見ていきます。

①ベトナム知財庁IP Viet Namとの調整、説明会 の開催

相手国の知財庁との調整は審査企画室で行いま す。具体的には、日程調整だけではなく、ベトナム 知財庁から受講者及びその経験年数や専門分野につ いての名簿をもらったり、ニーズを汲み取ったりし て、カリキュラムを決めていきます。その後には、 審査企画室から派遣予定の国際研修指導教官に、教 材作成のお願いやフライトやホテルなどのロジ面な どをご説明します。

今回、現地への派遣をお願いしたのは、審査第三 部の田中晴絵教官と審査第一部の荒井隆一教官のお 二人です。田中教官は平成31年3月にもベトナム に派遣され研修を行っているベテランです。このと きの派遣は、さらにその前の平成30年3月に実施 した新人審査官研修に対するフォローアップ及び他 の若手審査官に対する化学・バイオ及び電気分野に おける実践的な技術分野別研修でした。このよう に、国ごとに経緯や事情が異なるため、国際研修指 導教官を同じ国に何度か派遣することも有意義なこ とだと考えています。

②教材の作成及び発送

教材の作成は研修を担当する教官が行います。今 までの研修にて教材を作成してきた蓄積があるとは いえ、忙しい審査の合間を縫っての作業です。図7 が今回のベトナム派遣のために作成していただいた 教材です。10日間にわたる研修なので種類も多く なります。

教材の作成が終わると、審査企画室でその教材を 印刷して現地へ発送します。国によっては郵便事情 により多くの日数がかかる場合がありますので、そ れを考慮に入れて発送します。非常に多くの資料を 紙で準備することになるので、その作業にも多くの 時間が必要です。図8は実際の準備の様子です。今



図7 作成した教材



図8 教材発送の様子

年度入庁したばかりの係員が頑張ってくれていま す。そして、案の定、教材がベトナム側の税関で止 まってしまい、ベトナム知財庁に教材が到着したの は研修開始日の前営業日でした。

③講義の準備

図9は、今般の研修に派遣される田中教官と荒井 教官の、現場での研修の進め方に関する打ち合わせ の様子です。



事前打ち合わせの様子 (左から荒井教官、田中教官)

打ち合わせでは、誰がどの講義を担当するかだ けではなく、サーチや起案の演習の際のメインス ピーカーとサポートとの役割分担なども決めてい きます。また、先述のとおり、お二人のうち田中 教官は先日もベトナムで研修をしてきましたので、 現地の様子や研修生の様子なども荒井教官に共有 します。

4 現地での講義

ベトナムハノイのノイバイ空港に着くと、ベトナ ム知財庁の方が迎えに来てくれているので、ホテル に向かいます。そして次の日からホテルからベトナ ム知財庁に通います。

図10は講義の様子です。研修を進めていくうえ では研修生との意思疎通が非常に重要になります が、田中教官、荒井教官ともに研修を通じて現地の 研修生と打ち解けていることが分かります。

なお、ベトナム知財庁内には食堂があります。こ の食堂では、食器を使用する前に熱湯に浸けること で殺菌します。その熱湯を入れた容器が図11です。 熱湯に浸けるだけで大丈夫なんですね……。



図11 ベトナム知財庁の食堂にて

5帰国後

帰国直後でお疲れのところですが、審査企画室か ら教官にヒアリングを行います。このヒアリングで は、現地での移動やホテルの状況などのロジ面、講 義中の研修生の様子やカリキュラム、教材が難し





図10 ベトナムでの講義の様子(左図は田中教官、右図は荒井教官)

かったか易しかったか、など、可能な限り多くの情 報を集めます。これは、次回以降の研修に活かすた めのものです。

さらにもう一つ、帰国後の教官の業務として重要 なものがあります。それは、研修カリキュラムの最 後のケーススタディでの研修生の起案を日本に持っ て帰り、それらを採点して行われる講評です。非常 に労力のかかる作業ですが、研修生の理解度を測 り、そしてモチベーションを向上させるためにも重 要なことです。

以上がベトナム派遣の概要です。想像以上に多く の労力をかけていることが分かるかと思います。 JPOだからこそこれらのきめ細かい支援ができるの であり、今後のベトナム知財庁の審査能力を向上さ せていくはずです。

3.3 他の国のこれまでと現状

前述の図1にて示したように研修を行っているの はベトナムだけではありません。東南アジアだけで もなく、インド、ブラジル、南アフリカなど多くの 国でGlobal Patent Academyによる研修が行われて いるのです。そして、そもそも過去の研修状況やそ の経緯、相手のニーズなどが国ごとに異なりますの で、それらに対応した研修が各国に必要になりま す。例えば、審査体制のさらなる拡充のために大量 に新人審査官を採用する場合には、新人研修が中心 になります。また、審査実務がある程度習熟した審 査官に対しては、特定の技術分野における研修や指 導審査官向けの研修などが必要になります。さら に、各国の審査官を日本に招へいして研修を行う場 合もあります。当然、研修先の知財庁から求められ ている研修内容や、当該研修の参加者の経験等に合 わせて、カリキュラムを考えたり、教材を準備した りします。

ベトナム以外の新人研修について、例えば、平成 28年度及び平成30年度には、審査体制拡充のため に3期にわたって採用されたタイの新人審査官に対 して研修を行っています。多くの国で新人研修を継 続的に担当できることは、日本の審査手法自体への

信頼だけでなく、それまでの研修内容についても評 価されていると自負します。さらに、このタイへの 新人研修では研修を受講した研修生に対して修了証 を発行しており、タイの知財庁内においてもこの研 修を重視していることがうかがわれます。さらに、 インドでは平成28年に大規模な研修を行っていま す10)。この研修では、インドで採用された新人審査 官460名のうち、第1バッチで約300名、第2バッ チで約100名が参加しています。

また、新人研修以外では、機械、化学、ICなど 種々の分野に特化した分野別研修を多く行っていま す。このような技術分野別の研修ではその分野特有 の課題が伝わるよう、教材を作成していきます。さ らに、平成30年度には、例えばフィリピン知財庁 に対してISR・IPER等作成指導を含めたISA能力向 上のための研修を行っています。これはフィリピン 知財庁が2017年10月にISAに任命されたことに由 来するものです。

そもそも人材育成は一回の研修で成し遂げられる ものではありません。人材育成とは一般に研修など のOffJTと日々の業務の中でのOJTとでなされてい きますい。これは、我々の審査官としての育成につ いても同様です。審査官補は各種の研修を受講して 知識を習得していきます。これがいわゆるOffJTと 呼ばれるものです。そして、日々の審査を通じて指 導審査官から審査手法を学びますが、これらの研修 により知識を整理し、また逆に得られた知識を日々 の審査に応用していきます。これがまさにOJTによ る育成です。つまり、審査官補はOffJTとOJTとで 育成されていくのです。Global Patent Academyが 多くの国々に提供する様々な研修はまさにOffJTで すが、現地知財庁でのOJTつまり日々の実案件の審 査で得られた知識を整理したり、実案件の審査に応 用したりできるものでなければなりません。つま り、研修によってJPOの審査手法を浸透させるには 実務の中で実践可能な研修でないと意味がないので す。そのために各国知財庁にハンズ・オン支援を実 施しているのです。

どのような国に対して研修を行うかについても考

¹⁰⁾ 特技懇No.283「インド特許意匠商標総局の新人審査官研修への協力について」、2016年、中槇利明

^{11) 「}仕事の経済学 (第3版)」、2005年、小池和男

慮が必要です。実体審査に関する研修なので、日本からの特許出願が一定程度あり、審査官を採用するなど知財庁としてある程度の組織である必要があります。さらに、日系企業が進出しているなどユーザーに権利取得のニーズがある国であることも必要です。そして、相手知財庁にJPOの研修を受け入れてもらう必要があります。

研修内容についても、研修を行う背景には新人の 採用などその知財庁での事情があり、現地の審査官 の役に立つものでなければ実務に反映されません。 一方で、現地の審査実務の中でユーザーが問題を感 じている点をも考慮し、研修内容についても可能な 限りユーザーニーズにも応えていく必要もありま す。そのためにも、教官がなるべく同じ国を担当す るようにするなど、今後は教官全体の体制など必要 に応じて考えていかなければなりません。

4.最後に

最後までお付き合いいただきありがとうございました。国際審査協力では、実務上の調和や相手知財庁の人材育成という観点からもその性格上地道な積み重ねが必要となる一方で、相手知財庁やユーザーのニーズに応じた取組も必要になります。さらに当然ながらJPOの審査自体に対する信頼も必要です。それにより相手知財庁との信頼の醸成がなされていくのだと思います。

本稿を執筆するにあたり、森藤淳志前教官代表、 岡田吉美教官代表、田中晴絵教官、荒井隆一教官を はじめとする国際研修指導教官各位、中国、韓国との案件協議を担当した審査官各位その他多くの方々からご協力、アドバイスをいただきました。ありがとうございます。

本稿における見解は、筆者個人のものであり、筆 者が属する組織のものではありません。

Profile

中野 裕之 (なかの ひろゆき)

平成20年4月 入庁(審査第二部生産機械)

平成23年4月 審査官昇任

平成26年7月 審查第二部審查調查室

平成27年7月 審査第二部 繊維包装機械(包装容器) 平成27年12月 内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局

平成29年7月 英国インペリアル・カレッジ・ロンドン 客員

研究員

平成30年7月 審査第二部運輸

令和元年5月 調整課審査企画室

Profile

菊地 リチャード 平八郎 (きくち りちゃーど へいはちろう)

平成27年4月 入庁(審査第三部 金属電気化学)

平成30年4月 審査官昇任

平成31年4月 調整課審査企画室 審査企画班 審査企画第二

係長